

平成29年度 向日市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、向日市の全ての機関が障害者就労施設等に発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となるのは次の施設等とする。

(1) 障害福祉サービス事業所等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 地域活動支援センター
- オ 小規模作業所
- カ 障害者支援施設

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ア 特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

(3) その他

- ア 在宅就業障害者（自宅等で物品製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達目標

平成29年度調達実績額が平成28年度実績額を上回ることを目標とする。

5 調達の対象品目

障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

物品	日用品、食品類等
役務	印刷物類、公園・建物の清掃、除草、クリーニング、軽作業等

6 調達の推進

- (1) 障害者就労施設等で提供できる物品、役務等について情報収集を行い、調達の推進のために必要な情報提供を行う。
- (2) 事業等の実施において、障害者就労施設等からの調達の可能な物品、役務等を十分に検討するよう努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、ホームページ等により、速やかに公表するものとする。
- (2) 調達実績については、年度終了後、概要をとりまとめ、ホームページ等により、公表するものとする。

8 担当窓口

健康福祉部 障がい者支援課